

令和2年10月21日時点の事前質疑・意見

【質問】

Q 1. 学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすという趣旨からすると直営方式の方が教育的効果があることと、学校が想定外の災害に対する拠点として地域の命と生活を守る観点からも民間委託の調理員より技術の蓄積や経験の長い現業職の調理員の方が緊急を要する災害対応時での食に関する支援体制ができるのではないかと考えられます。

A 1. 民間委託の導入については契約内容を含め、十分に協議することをご指摘の点については対応できるものと考えます。

Q 2. 嘉麻市では行財政改革によって350人まで職員を削減する方針だが、平成18年の合併以来、調理員を正規の職員として新規採用しないのは、職務としての重要性がないという理由なのか教育委員会としての考え方をお聞きします。

A 2. 学校現場での学校給食の役割についてはQ1において指摘いただいたとおり重要であることから、職種としての重要度は高いと考えます。しかしながら正規調理員が採用されない現状において、現時点においても自校方式の施設に正規調理員を1名しか配置できていない状況であり、調理員の皆さんには大変な負担を掛けていると思います。今年度より始まった会計年度任用職員制度によりこれまでよりも臨時職員の勤務時間が短縮され、賃金面・業務内容面での課題も多く人員確保に苦慮している中では、民間委託の力を借りることにより調理員の負担を軽減でき、より充実した学校給食業務の運営ができるものと考えます。

Q 3. センター方式をとっている学校については完全な民営化での人員削減や経費削減をして効率的な行財政運営ができますが、自校方式の学校では地域の実情に見合った適切かつ円滑な給食運営は直営の方がよいのではないのでしょうか。

A 3. 行財政改革の一環として職員定数の削減は嘉麻市にとって避けることのできない問題です。費用対効果については正規職員数が減少した現在と比較すると大きな効果は期待できませんが、適正配置を想定した場合には一定の効果があると思われれます。

Q 4. 給食調理業務の民間委託の運営経費（業務委託料）の詳細はどのようになっていますか。

A 4. 民間委託の経費については人件費、調理で発生する消耗品費、労務管理に関する経費が含まれます。資料で提示した委託料については情報提供にご協力いただいた他市の同規模校を参考としております。契約金額による競争入札ではなく、市からの要望や既存施設の状況をもとに業者から提案された内容を精査し業者を決定いたしますので、現時点での参考価格の提示とさせていただきます。

Q 5. 民間委託になると市場原理が働き、労働条件が悪くなればすぐに離職する人が出て、衛生管理や技術の継承が難しく、事故の発生率が高くなるのではないですか。

A 5. 直営の現状においても、労働条件から会計年度職員の任用については、新規採用を行うことができず欠員での運営を余儀なくされております。民間委託の導入により、人材確保のための賃金の交渉については、直営に比べ柔軟に対応され、労働時間や諸手当等の調整・交渉も可能となります。

Q 6. 事故があった場合、委託会社の契約違反や衛生管理上の問題などで責任の所在が複雑になるのではないですか。

A 6. 民間委託業者には事故発生時の対応として、しかるべき保険に加入することが業者選定の条件となります。契約違反や業者側の過失において発生した事案については事業者の責任になりますが、施設面や契約内容に不備があった場合については市の責任を問われることとなります。学校給食の調理については厚生労働省の作製した大量調理場衛生管理マニュアルに基づき実施されるものです。直営、民間委託に関わらずこの基準を順守することにより事故を抑制することは基本です。

Q 7. 委託会社によっては、仕事の効率性や経済的な側面から短時間勤務や学校の休業中の雇用など調理員の時間調整がなされ、研修の時間を最小限に抑えられるなど調理員の資質、能力に左右される恐れがあるのではないですか。

A 7. 業務委託契約の内容に組み込むことで、適正な研修を実施するよう業者に対し、指導を行います。

Q 8. 栄養教諭から調理員への直接の指導・指示ができなければ、安心安全な給食の質の維持の確保やより効率的な給食調理業務等の運営に支障をきたし、臨機応変に対応することが難しくなるのではないかと。また、衛生管理や調理業務に対し指示をするにあたり、詳細な指示書等が必要になり、かえって業務量が増えるのではないかと。

A 8. 栄養教諭からの直接指示については業務委託契約において委託会社の職員に対する指示は業者（責任者）を通じて指示することとされており、偽装請負となるためできませんが、指示書を作製し、事前に業者（責任者）に提示することにより解消できるものと考えます。現時点においても栄養教諭が配置されていない学校においては調理員の判断において対応しており、施設の状況や個々の能力により対応に差が出る点については変わりません。民間委託業者はこれまで様々な状況を経験しノウハウを持った責任者が指導を行います。責任者と市が迅速に調整対応できる体制を委託業者に要望します。指示書の作製については業務量の増加は避けられませんが、市で統一した指示書を作成することにより調理内容の統一化が図られるものと考えます。

Q 9. 民間委託になることで学校栄養教諭の業務がどう変わるのでしょうか。市費での栄養教諭の追加配置はありますか。

A 9. これまでのミーティングに代わる指示書の作製が必要となります。指示書の作製により日々のミーティングに要する時間を削減したいと考えます。また、食材の発注についてはこれまで給食センターのみ栄養教諭が行っていましたが、民間委託を導入した学校については栄養教諭に実施していただく予定です。民間委託の導入による栄養教諭の配置については近隣市町村の状況を確認した上で必要に応じ、要望することとなります。

Q 10. 委託の調理員にも学校の食育（交流給食、調理員へのインタビュー、給食集会への参加など）について関わってもらえることができるのか。

A 10. 学校給食の民間委託については契約内容に盛り込むことで、業務の内容を決定することとなります。実施にあたっては学校からの要望や意見を聴取し、契約内容を決定していきます。

Q 1 1. 民間委託を実施する際、委託業者は1社に委託するのか。

A 1 1. 委託する学校数に応じて、複数の業者に委託することが望ましいと考えます。民間委託の実施においては年度ごとに検証を行い、複数社を比較することにより今後の改善要望や業者選定の資料になると思われます。

Q 1 2. 民間委託へ移行した場合、在籍中の正規職員はどのような業務に異動となりますか。

また、会計年度任用職員についてはどのようになりますか。

A 1 2. 職員の配置については人事部局の判断となりますが、正規職員の在籍中に調理業務がなくなった場合、市職員（労務職）としての資格がなくなることはなく、必要な部署への配置転換や職種変更（一般事務職）など個人へのヒアリングが実施されることとなります。会計年度任用職員については年度毎の任用となるため、民間委託に切り替わるタイミングで受託した業者への就業や嘉麻市のその他の職種への履歴書の提出など案内することとなります。委託業者への就業で学校給食業務を希望される場合においては就労形態（常勤・パート）の選択が可能となり選択の幅が広がることもあります。

【意見】

- ・ 文科省の「学校給食業務の運営の合理化について」の通知により、一定条件のもと地域の実情に応じた適切な方法により、給食業務の合理化の推進が図られ、全国的に調理業務等については、民間の持つ能力や競争力を活用して、より少ない経費で学校給食の意義に即した民間委託事業が導入されている経緯がある。このようなコロナ禍における一定の先行き不透明な状況下では、民間委託より直営方式の方が安心安全な給食業務が行われ、教育委員会、学校、地域との連携のしやすさや直接的指示系統ができ、役割分担も明確になることから、より効率的な給食調理業務の運営がスムーズに行われ、学校給食の教育的意義や質の低下を招くことなく円滑な運営が進められると思います。
- ・ 民間委託を令和5年度に一斉に行うのは栄養教諭として給食管理をするうえで厳しいと感じます。段階的な開始を希望します。
- ・ 契約内容をしっかりと協議してもらいたいです。
- ・ 民間委託を導入している先進市町村の状況を収集し、業者の決定等を行ってほしい。
- ・ 嘉麻市内の米飯給食の回数を統一してほしい。(嘉穂地区週4回・その他週3回)
- ・ 新しい施設での立ち上げを民間委託という新しい運営方法と同時に始めるのは不安です。
- ・ 調理員さんへの説明やその後の対応をしっかり行ってほしいです。
- ・ 調理員の意見等を十分に反映していただきたい。
- ・ 1日の中で調理員と校長が顔を合わせる機会が大事だと思います。諸対応を含めて始業後又は調理終了前にお互いに顔を合わせる機会を設けてほしいです。